

暮らしに役立つ情報や悪質商法に遭わないようにするための情報をお伝えする

すけ坊かわら版

No.
83

令和6年
12月15日発行

足立区消費者センターキャラクター
あなたのくらしのおたすけ隊
“はりきり!すけ坊”



足立区消費者センター

〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階 ☎03-3880-5385

消費生活相談専用 ☎03-3880-5380

相談時間：平日午前9時～午後4時45分(年末年始を除く)

子どもに

スマホを渡したただけなのに

ゲームの
課金トラブルで

高額請求が

無料で遊んでると思ってたのに
勝手にカードが使われちゃった??



課金トラブルに繋がる落とし穴!

詳しくは
裏面へ

困ったときは消費者センターへ!

☎ 03-3880-5380

油断していませんか？！

課金トラブルに つながる落とし穴

1 保護者のスマホを

保護者のアカウントに
ログインした状態で渡す

保護者のアカウントに登録された
決済方法で、子どもでも簡単に
支払いができてしまいます。

古いスマホの
Wi-Fi 利用でも同様です。



2 子どものスマホに

ペアレンタル
コントロール機能*を
設定していない

支払いを承認制にしないと、
子どもでも簡単に支払いが
できてしまいます。

*保護者がスマートフォンの
サービスの利用を制限
できる機能



子どもと一緒に
スマホの使い方について話し合い、
ルールを決めましょう。

具体的には

- スマホの使用時間や場所
- オンラインゲームへの
お金の使い方など



子どもがやったことなのに
**取消し・返金
できない!?**

未成年者が保護者の同意なく契約した場合、その契約を取り消すことができる「未成年者取消権」があります。

オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、取り消しや返金が認められないケースもあります。

不安に思った場合やトラブルに遭った場合には、
消費者センターへご相談ください。

☎03-3880-5380